

論文

Net Cemetery — 死者のプライバシーの取り扱いについて —

Net Cemetery:
on handling the privacy of a deceased

国際文化学部 吉永敦征

概要

本論文では、死者の情報について悪用を避けるために当面の間は誰も触れられないようにし、インターネット上に死者が残した情報を保管する「Cemetery」を作成することを提案する。死者のプライバシーという表現で、死者の情報を取り扱う試みがなされているが、死の形而上学の議論を踏まえれば、死者という存在者を前提とすることは困難である。そのため死者のプライバシーを故人と関係のあった人々のプライバシー「死なれてしまった人のプライバシー」に還元することで死者の情報の取り扱いが決定できるという議論を行なう。だが、死者と関係のあった人々にとって、どのような情報がプライバシーを構成することになるのかが決まっていな以上「死なれてしまった人のプライバシー」の内容が精緻化されるまでは当面の間は死者の情報は誰にも触れることができない場所に保管することが安全であり妥当であることを提案する。

abstract

This paper proposes the creation of a “Cemetery” on the Internet in order to preserve information made by the deceased and no one is allowed to use the information or data about the deceased for a period of time. Many attempts have been made to deal with information of the deceased by using the expression “privacy of the deceased”. However, it is difficult to conceptualize the existence of the deceased according to the metaphysics of death. Therefore, it is argued that the “privacy of the deceased” can be reduced to “the violation of privacy of the people around someone who dies” of those who were related to or have a connection with the deceased. Since it has not been well argued what kind of information constitutes privacy for those who had a relationship with the deceased, this paper argues that it is safe and appropriate to keep the information of the deceased in the “Cemetery” where no one can touch it for the time being until there is more clarity regarding the concept of “The violation of privacy of the people around someone who dies”.

1 はじめに

PET SEMATARYはスティーブン・キングが1983年に発表したホラー小説のタイトルである。1989年に映画化され公開された。物語の舞台は埋葬すると死者が蘇ってくるという墓所である。蘇ってくる人物の姿は生前のままだが、その身体には暴力的な魂が宿って復活してしまう。死者が復活したことを人々は一度は喜ぶが変化してしまった死者の人格により、多くの人々が不幸な結末を迎えることになる。その墓所をめぐる、親しいものの死に悩む人々の心の揺れ動きが丁寧に描かれている。過去に墓所を利用して不幸な経験をした人々は土地を禁忌として決して使わないようにと周囲の人々に警告している。だが、家族を失ってしまったある男性が、その危険性を理解しつつも湧き上がってくる悲しみや感情を抑えきれずにその墓所を利用してしまい悲劇が繰り返されることになる。

PET SEMATARYの映像表現や描写には古さが垣間見えるが、遺族の心理描写が秀逸であり、蘇ってくるれさえするならば、苦しみから逃れられるならばどのような結果が待っているとも構わないという主人公の気持ちが切実に伝わってくる。

現代ではソーシャルメディアが普及し、多くの人々がオンラインでのコミュニケーションを当たり前のように行っている。情報化社会を生きる過程で私たちは大量の情報を生産し流通させ、私たちのさまざまな情報を存在させている。亡くなってしまった人々の情報もまたインターネットに存在し続けている。死者が残した情報に触れて心が癒やされることもあるし、故人とコミュニケーションを取りたいと願いAIを活用しようとする人々*1も多くいるかもしれない。だが、悪用しようと思えばインターネットに残されている音声や映像、テキストを用いてAI化し、生前の人物とはまったく違った人格を造り上げ利用することも可能であるし、同じAIが多重に働き私たちとコミュニケーションすることも可能となる。場合によっては同じAIが相対する人それぞれに違ったことを話すかもしれない。

生前に生産した情報を帰属する主体が死によって存在しなくなり、残された情報の使用や帰属は誰が管理するのかという課題がここに生じている。生きている者についての情報は本人のものであり、適切な管理手段を用いることさえできればトラブルが発生することは少ないが、現代社会のように情報が残り続ける状況では、死者にまつわる情報の取り扱いを定める必要が生じてくる。不幸にも亡くなってしまった人々の情報は、更新されることなくそのままインターネットに漂っている。むやみに死者の情報を利用することはPET SEMATARYの世界を呼び起こしてしまうかもしれない。

死者のプライバシーとは死者に関する情報の取り扱いの規範性の構築を目指す領域でのキーワードであるが、死者にプライバシー概念を適用しようとしても、日常的な直観においても、また死の形而上学の議論を踏まえても、死者のプライバシーという表現には概念的に奇妙なものがある。端的に、死者は存在しないからであり、存在しないものにプライバシーが適用可能かどうかは明らかではないからである。

本論文では死者は害を被ることが無いことを出発点として、死者にプライバシーを帰属させるのではなく、死者と関わりを持つもののプライバシーに焦点を当てることで死者の情報の使用や帰属に関する問題が整理できる可能性を示し、死者のプライバシーという表現で意味できる内容を明確にすることを試みる。また、死者の情報を扱うための論点が整理されるまでは誰も情報に触れられないようにして、誰にも利用させないように保管しインターネット上に情報の「Cemetery」を作成することが当面の方策として妥当であることを示す。安易に死者の情報を取り扱うことは悲劇を引き起こしかねないからである。

本稿では、第一に、死者のプライバシーを理解するための導入としてインターネットにアクセスするアカウントの取り扱いに起因する問題を指摘する。さまざまなサービスだけではなく、インターネットに接続するためのアカウントを削除されるということは、その本人が社会関係資本を喪失することであり、アカウントを削除されてしまった周囲の人々にとっても当該人物との関係を喪失するということを意味する。現在は多くのプラットフォームが存在するため、複数のアカウントを保有できる状況にあり、別の経路を使って社会関係資本にアクセスすることができるようになってきている。そのため、アカウントの停止による影響は比較的少なくすむ。だが、アカウントを一つしか使用することができない状況下ではアカウントの削除が持つ意味は重くなる。その状況におけるアカウントの停止は死と類似している。

第二に、死の形而上学の議論を踏まえ、死者という存在者を前提とすることの困難さを指摘する。

第三に、死者と関係のあったものに死者の情報の還元する議論を行い、死者のプライバシーとは誰かに死なれてしまった関係のある人々のプライバシー「死なれてしまった人のプライバシー」であることを示す。

最後に、死なれてしまった人のプライバシーの内容が精緻化されるまでは当面の間は死者の情報は誰にも触れることができない場所に保管することが安全であり妥当であることを提案する。

2 アカウントが持つ社会的意味

死者の情報が引き起こす問題を把握するための導入として、インターネットや各種サービスのために必要なアカウントが引き起こす問題を明確にすることから始める。

楠は『情報処理』654号に「Twitterアカウントを凍結されて気付いたジレンマ」という解説記事を寄せている。

筆者が2007年4月から12年以上も利用しているTwitterアカウントが2019年6月1日夕刻、突然凍結された。特にメールなどによる連絡はなく、外出中にTwitterアプリのフォロー数、フォロワー数がゼロとなってタイムラインが更新されず投稿できない状況が続いた。

… (中略) …

Twitterは民間の無償サービスで、アカウントの開設時に同意した規約で、違反する行為があった場合にはアカウントが凍結される旨について同意していることは認識していた。しかしながら実際に自分のアカウントが凍結されてみて、どの書き込みが規約に違反したのか、どういった理由かについて何ら説明なく、アカウントの凍結は一方的に行われて、何ら説明なく唐突に解除されるものであることを実感できた。

… (中略) …

これまでTwitterで連絡を取り合っていた人たちとの連絡手段は途絶してしまう。筆者が12年かけてフォローしてきた人々や、筆者をフォローしてくれてきた人々のリストにはアクセスできなくなってしまう。

… (中略) …

クラウド上のサービスに依存している場合には、Twitterと同様にアカウントを凍結されることで、すべてを根こそぎ奪われることも考えられる。

記事の中ではアカウントが突然停止させられたことへの違和感や憤り、アカウントが使えなくなることの喪失感が述べられている。これはアカウントによって長年にわたり築き上げてきた人間関係からの疎外が原因であると思われる。この疎外がもたらすものは、これまで培ってきた多くの人々との相互行為とネットワークからの退出であり、それらネットワークやグループ内に存在している資源に対するアクセスを奪われることである。

言い換えれば、楠が奪われたものは社会関係資本である。社会関係資本とは「協調的行動を容易にすることにより社会の効率を改善しうる信頼・規範・ネットワークなどの社会的仕組み [22,p.23]」を意味しており、社会的なネットワークに埋め込まれている。資本には4つの機能があると説明されている [15,p.26]。人々が社会的なネットワークを利用するのは第一に、情報を得るためであり、第二に社会的な決定権を持つ人々とのつながることであり、第三に当該の人物の信用証明となり、第四にアイデンティティや相互の承認を強化するためである。4つの機能を活用するために、人々は資本を投入し社会関係を造り上げている。

社会関係資本の喪失はアカウントが停止された人物だけでなく、その人物とつながっている人々にも発生している。楠は社会関係資本を喪失した一方で、他者も楠とつながることができなくなっている。この意味でネットワークに存在する人とネットワークから排除された人との双方に資本の喪失が発生していることになる。つまり喪失は対称的に発生するのである。

2.1 アカウントの機能

アカウントは私たちが電子社会に参入するために必要な鍵であり、電子社会において私たちを表わしている。代表的な電子メディアとして電子メールを取り上げて考えてみると、アカウントによって実現している中心的な機能は他者とのコミュニケーションである。メールアドレスのアカウントに自身を表象させ、そのアカウントを使い他者との関係を築き上げている。築き上げられたものは関係、すなわち社会関係資本であり個人が参加しているネットワークである。ネットワークの中で私たちは何らかの目的を実現するためにコミュニケーションを行なっている。学術的なことから他愛ないおしゃべりまでその内容は多岐にわたるだろう。そこで築き上げたものこそが、自分が所属するネットワークであり、そのネットワークの中で自分のアイデンティティも確立されている。

他者と築き上げたネットワークへは固有のアカウントを用いてのみ参加しうるものである以上、アカウントが停止されてしまうとネットワークへの参入ができなくなり、自らが築き上げたネットワークを剥奪され

る状況になる。メールアドレスやソーシャルメディアなどでアカウントを変更したときに、そのことを通知できる別のコミュニケーションが成立している状況ならば問題は発生しないかもしれないが、ここで想定したいのは一つしかアカウントを持たず、そのアカウントを通じてのみコミュニケーションが行われている状況である。そのときにはこれまでに築き上げた自分自身をも喪失することになる。

2.2 アカウントと自由

アカウントの停止は自由に関わる問題としても記述することができる。楠が感じた問題の一つは、自由なコミュニケーションによって築き上げたものを奪われたことであり、もう一つは自由なコミュニケーションを奪われたことであり、さらになぜ奪われたのかという理由^{*2}である。先に引用した楠の喪失感とは社会関係資本の喪失感だけでなく、自由を奪われたことについての喪失感でもある。

私たちは自らの意思で自由に他者との関係を構築し、また関係を構築しないことを選択する。構築された関係は私たちのプライバシーがあるがゆえに構築できたものである [3, pp.173-177] ^{*3}。アカウントを停止されることで関係を構築したネットワークを一方向的に他者によって捨て去られることにはプライバシー侵害の問題が発生することになる。自分が有していると想定される社会関係資本にアクセスできないことによって本来ならば行えたはずの自由な行為が行えなくなっており、プライバシーが侵害されているからである^{*4}。

2.3 ネットワークの帰属先

ネットワークは誰に帰属するのかという点も整理が必要に思えるかもしれない。ネットワークはある特定のグループや社会に存在するものであり、たまたま個人がそこに所属しているからこそ何らかの利益を享受できるのであって、個人に帰属するものではないと考えられる一方で、ネットワークは個人が所属しているから成立しているのであって、個人に帰属するという考え方もできるからである。

前者の立場からは、ある個人をネットワークに参加させないことを決める正当性はネットワークに参加させている組織にありプライバシーの問題ではないという主張になるし、後者の立場からは個人がネットワークへの参加・不参加を決めるのであって、それを妨げることはプライバシーの侵害となると主張するだろう。

問題を明確にするために、ケースAとケースBを対照させたい。組織内の役割を果たすためにアカウントを用いた電子的なコミュニケーションを組織の構成員が行なっているというケースAと構成員が所属している組織以外との間にネットワークが生じているケースBである。

ケースAの場合、ネットワークの帰属先がグループであったとしても個人であったとしてもアカウントを停止するかどうかには問題は発生しない。なぜなら組織内のネットワークでの役割遂行という目的に対してアカウントが付与されているのであり、役割が終了した段階で組織に所属することはない。アカウントを停止しなかったとしても個人がその組織に所属しているわけではなく、行なえることも何も無い。個人がネットワークに自由に参加できるのと思っているとしても、そのネットワークはあくまで組織のネットワークであり、その個人に帰属するものではない。アカウントを停止させられたとことによって剥奪されるものは無いのである。

ケースBの場合にはネットワークの帰属先が問題となる。これは研究活動を想定すれば問題が分かりやす

*2 この問題を取り上げることも重要な課題である。規約に違反するような投稿をしていたような場合は、アカウントを停止する十分な理由となると考えられるが、いかなる場合に（いかなる投稿が）自由を制限するに十分な理由を構成するのかという基準が規約には示されなければならないからである。またアカウントが停止されたのならその理由は説明されなければならない。アカウントの停止は社会関係資本の喪失という意味で損害であり、その損害を被るのに十分なことをなしたと判断できるかどうかによってアカウントの停止が合理的かどうかが決まる。仮にその理由が十分に合理的であるならそれは受け入れなければならない。犯罪を犯したときに、ある種の権利の停止が正当化されることと同じである。この意味でアカウントを停止する理由も検討しなければならない重要な問題ではあるが、本稿ではアカウントを停止することに集中したい。

*3 プライバシーは自律に必要なものであるという意味を持つ言葉としてプライバシーを用いている。また以下では、自律的に築き上げられた関係が干渉を受けないという発展的な意味でプライバシーという言葉を用いている。

*4 前述の社会関係資本の対称性と同様に、プライバシーの侵害にも対称性が存在している。私と繋がりを持っていた人も、私との関係を剥奪されてしまうからである。つまり私がネットワーク上に存在しなくなることは相手にとってもプライバシーの侵害となる。

くなるだろう。学会活動を行うとき、その連絡手段として大学のメールアドレスを用いることが多いかもしれない。そのメールアドレスを利用して学外の研究者たちと何らかのネットワークを構築することになる。研究は大学の業務である以上、個人が構築したネットワークは組織の役割を果たす側面もあり、その意味ではそのネットワークの帰属先は組織にあると考えることもできる。つまり組織が研究活動を促進させるためにネットワークを構築させたという見方になる。

その一方で、退職したとしてもそのネットワークに参加できなくなるわけではないし、場合によってはあり余る時間を研究に傾け、むしろ積極的にネットワークに関与するようになるかもしれない。研究者はもともと所有している社会関係資本を含めて大学に所属しているのであって、このとき大学という組織はネットワークへの参加の必要条件にはなっていない。このとき、アカウントを失った時点で学会への参加までも剥奪されてしまう状況では、アカウントの停止は正しくないという主張が成立しうる。研究のアウトリーチ活動や地域貢献活動などの学外での業務が増え、人々との関わりが増えていく中、退職時の社会関係資本の帰属先は明らかにしなければならない。社会関係資本へのアクセスに必要なアカウントが持つ意味は大きいからである。

実際には、ネットワークが個人のものか組織のものなのか、そのどちらを優先すべきかという問題はケースBでは考慮する必要はない。なぜなら、ネットワークが関係を意味する以上、個人が先かネットワークが先かという問いは疑似問題だからであり、このことは2者から構成されるネットワークを想定してみればすぐに分かることである。

もし、社会関係資本の帰属先が曖昧であるなら、アカウントを停止するかどうかということ自体も決定することができず、規程を設けることもできなくなる。ネットワークの喪失とその復元の難しさがアカウントの取り扱いには存在し^{*5}、この点を踏まえて制定されていないアカウントの取り決めは私たちのプライバシーの侵害となりうる。つまり、アカウントの停止はプライバシー問題として整理可能である。個人が構築したさまざまなネットワークをどのように取り扱うのかの正当性は、剥奪されるものが何なのかを明確にすることで初めて決定できるからである。

2.4 ネットワークへの参加と自由

アカウントを用いたコミュニケーション一般でネットワークへ参加する場面を考えたい。もし教員というかたちで大学に所属するなら、あるアカウントが付与され、そのアカウントによってさまざまなサービスを受けられるようになる。またGoogleであれ、Twitterであれ、Facebookであれ、そのすべてが何かしらのサービスの目的に従うかたちでアカウントが付与される。その意味で、ICTを通じたコミュニケーションは何らかの組織との関わりで行なうことができるものであり、組織に所属した時点でアカウントを元にしたネットワークの帰属先の問題が発生するといえる。つまりICTコミュニケーションはすべて同じ問題を抱えているといえる。

その一方で私たちは電子的なコミュニケーションだけではなく現実社会におけるコミュニケーションも行なっている。何かしらのネットワークに参加するかしないかはその個人が自由に決めることができる。他者とどのような関係を築くのかは個人が決めることであり、それが他者から侵害されてはならないという意味で自由としてのプライバシーに依拠していると考えられる。コミュニケーションが対面で行なわれるか、電子的な手段を用いて行なわれるかは個人が自由に選択すればよいことである。

もし電子的なコミュニケーションが選択肢の1つでありうるときにはネットワークへの参加は自律的に選択することであり、参加の自由を奪うことはプライバシーの侵害として考えることができる。

電子的なコミュニケーションのみが存在するような場合、具体的には私たちの身体の身動きが取れないよ

*5 2021年1月8日にドナルド・トランプ元アメリカ合衆国大統領のTwitterのアカウントが永久凍結された。結果として彼は8800万人のフォロワーにメッセージを送ることができなくなり代表される社会関係資本を失うこととなった。約一年かけてTwitterに似たSNS「Truth Social (<https://truthsocial.com/>)」というアプリケーションを開発したことから、社会関係資本の喪失の大きさがわかるだろう。

うな状況や、対面のコミュニケーションが行なえない状況^{*6}を想定したい。このとき電子的なコミュニケーションに必要なアカウントはネットワークに存在するために必要な、もっとも基本的な要素であることがわかる。唯一電子的なネットワークを通じてのみ外部とやりとりができると状況におかれたとき、ネットワークのアカウントは当人が存在することを保証する必要条件となりうる。このときにアカウントを停止することはプライバシーの侵害ではなくより深いレベルでの侵害と考えることができる。

3 死の害について

アカウントを停止させられることによる社会関係資本の剥奪やプライバシーの侵害は、その害を被る人物が存在しているため理解が容易である。だが死によってこの世界から私たちが立ち去った後には当該の人物にはいかなる害も起こり得ない。死者は害を被ることが無い。なぜなら害を被る主体そのものの存在がなくなることを死が意味するからである。エピクロスは次のように指摘している。

死はわれわれにとって何ものでもない、と考えることに慣れるべきである。というのは、善いものと悪いものはすべて感覚に属するが、死は感覚の欠如だからである。[4,p.67]

エピクロスの主張の前提には、何かの害を被る場合や、利益を得るさいにはそれら性質の帰属対象存在が必要であるという考え方があられる。これを存在要請要件という。病気に罹って苦しんでいるという表現が意味を持つとき、そこには実際に苦しむ人の存在が要請されている。そして苦しんでいるのは病気に罹っているその人である。一方で死はその苦しんでいる存在そのものを取り除く何かであり、死後には病気になるという害を被ることはできないし、利益を得るなどということもありえない。

もちろん何かしらの性質を死者に帰属させることは可能であるし私たちはそういった行為を日常的に行なっている。「私はソクラテスを尊敬している」と主張することで、すでに存在していないソクラテスに対して敬意を示し、私の敬意を彼に帰属させることはできる。だが、彼は2400年後の人間から敬意を受けていることは知らないし、知るすべもない。彼はこのことによって何も利益は得ていないし、損害も被っていない。

エピクロスの主張を反駁し、死後にも害（利益）を受けられることができるという議論のためには、

1. われわれが存在しなくても（主観が無くても）何かを被ることができる
2. 死は生きている間に害（利益）を与える
3. われわれは死後にも存在できる

これらのいずれかの議論を成立させなければならない。1は存在要請要件を否定すること、つまり死後であっても害を被ることができることについて、2は死の害を被ることができることを死後ではなく生前に還元することについて、3は存在という概念について整理を行ない、死後でも存在しているというもっともな議論をつくるという議論を展開することになる。

これらの議論は現代において死の形而上学という領域を形成している^{*7}。死者のプライバシーという表現が持つ奇妙さを示すために次節で死の形而上学について簡潔に述べる。

3.1 死の害を死後に被る

人が害を被るのは、1.その害を認識している場合と、2.認識していなくても害が客観的に存在して私たち

*6 コロナ禍のことを想定しても良いし、コミュニケーションをVRで行なうことが当たり前の世界を想定しても良い。また、ALSなどで身体の機能が奪われている状況でのコミュニケーションは現実には起きている。

*7 吉沢（2009）、鈴木（2011）、吉沢（2012）、江口（2014）などで死の形而上学の論点が整理されている。

と関係している場合のいずれか、またはその両方である。仮に、自分にとって重要であり他人に知られたい情報が存在したとしよう。その情報が他人に知られてしまったと自分が認識したとき、そのときには何か害を被ったと感じるだろう。1のケースがこれに相当し、このことは主観的な害悪と表現できる。

だが他人が知ってしまったことを自分が認識しないとき、言い換えると、自分の秘密を誰かが知っているということを、自分が決して知ることがない場合、果たして自分が害を被っているかどうかでは意見が分かれるだろう。自分が認識しない害までを害と言い切ることは困難である。なぜなら、もしかしたらすでに私達は大きな害を受けており、そのことにまったく気づかないまま人生を終えているかもしれないが、そのことを問題だとは思わないだろう。

そこで2のケースの考察が必要となる。ネーゲルが指摘するように、「裏切られたことを知った人が不幸になるのは、裏切られたことが悪いことだからである、と考える方が、裏切られることが悪いことであるのは、それを知った人が不幸になるからである、と考えるよりも無理のない考え方 [16,p.8]」である。害を被ったと主張できるためには、自分の認識とは別に客観的な害があることを想定しなければならない。害を被るということは、認識する主体と客観的な害が関係を持つということである。これは関係的な害悪と表現できる*8。ここで問題は、1.ある個人と害悪はいつ・どのような関係を持てるのか、2.主観的な害悪のみを考えればよいのか、3.客観的な害悪も含めて考えるのかの3つの点に絞られる。主観的な害悪のみを想定するならばその害悪は生きている間にしか発生しないため考慮する必要はないが、生きている間に死による害悪を被っている可能性はある。また、関係的な害悪は生存の有無に拘らず発生するため考えるべきパターンとしては2つである。

3.2 死の害は生前に被る

まず主観的な害悪について考えるなら、害悪と関係を持つことができるのは生きている間に限られることになる。私たちは死によって、欲求を充足させることも、快楽を得ることも、善さを獲得することもできなくなる。このことを私たちは理解している。誰にも知られたいくないことでありそれを秘密にしておきたいという願望があったとき、もしかしたら自分の死後にはそれが誰かに知られるかもしれないという恐れが発生するのは、自分の死後ではなく、現在である。この意味で死の害は生きている間、つまり生前に被るものだという主張になる。この主張がうまくいけば、主体が生存している時間に害を被ることが可能になるので、死後にプライバシーが侵害されるかもしれないという考えは現在の私に対する害悪だと主張することが可能となり、死者のプライバシーという言葉も成立することになる。

だが、エピクトロスはすでに次のように指摘している。

死は恐ろしいと言ひ、死は、それが現に存するときわれわれを悩ますであろうからではなく、むしろ、やがて来るものとして今われわれを悩まして居るがゆえに、恐ろしいのである、という人は愚かである。なぜなら、現に存するとき煩わすことのないものは、予期されることによってわれわれを悩ますとしても、何の根拠もなしに悩まして居るにすぎないからである [4,p.67]。

「もしかしたら日記が公開されてしまうかもしれない」という不安は、死後にも自分の認識が残り続けるという誤解に起因して生じているに過ぎず、今現在は「日記が公開された」ことによる害は被っていないのである。ここで感じている不安は死によって引き起こされているのではなく、認識の誤りによって引き起こされているに過ぎない。

さらには、自分が実現できない願望（ガンダムのパイロットになる）を持っているときに、死ぬまでにパ

*8 ここでは人と関係なく存在する害を想定しているわけではない。なぜなら、害という概念自体が人と関係する性質だからである。私たちが存在している宇宙とまったく関係を持たない宇宙でコロナウイルスが発生していても私たちには何ら害悪は生じない。仮にこのような想定まで害悪に含めてしまうと、私達は「知らないだけで」常に無限の害悪に脅かされていることになってしまい、むしろ関係的な害悪という考え方自体が無意味になってしまう。

イロットになることが実現されないからといって害を被っていることにはならないだろう。もし「願望が実現できないこと」に重点を置いてしまうと、パイロットになれないことは害となり私を一生苛むことになってしまう。逆に、死ぬことをまったく予期もしないケース（突然意識を失いそのまま死んでしまうような）の場合には死によって欲求が実現できないことさえも理解できない、そのときはむしろ死は害悪をもたらさないことになってしまう。また、死の害が最も少ないのは、多くの願望を持たず、快樂も知らなければ、善さも理解していないような生まれてすぐの乳児ということになるし、逆に死の害が最も多くなるのは、寿命を使い果たす直前に死を身近に感じた人ということにもなりかねない。

これらの困難さを解消するためには、死の害を被れる場合を限定し、それが成立するための多くの補足的な議論が必要となる。死後の害を現在被るという概念は補足説明を多く必要としすぎているように見える。

3.3 死の害は関係的にいつでも被る

本人が認識しなくても害を被るというケースは、まず本人が生きている場面を想定する方が理解がしやすい。購入してそのことをすっかり忘れていた宝くじが実は1等であると想定したとき、自分が宝くじのことを認識していなくとも私は害を被っていると主張できるだろう。同様に、私の死後に当たりくじが換金されないままであったとして、私は害悪を被っているということも主張できる。「気づかなかったなんて可哀想に」と周囲の人々は私にある種の性質を帰属させるだろう。本人が生きていること、もしくは死んでいることは必ずしも関係的な害悪にとって必要ではないかもしれない。

さらに、本人が認識するしない、本人が行為するしないに関係なく性質を帰属させることは日常的である。私たちは関係的な性質を帰属させる言葉を多く持っている。ソクラテスが死刑になったとき、その妻のクサンチッペは未亡人になっている。クサンチッペが何かを行なったから未亡人になったわけではなく、ソクラテスとの関係から「未亡人」という性質を帰属することができるのである。類比的に考えるならば、死後に「不幸になった」や「プライバシーが侵害された」「名誉が傷つけられた」という性質を帰属させることに何ら不自然さは無いように思える。

だが、関係的な害悪もその害悪を帰属させるためには存在が必要であり、存在要請要件を満たすための工夫が必要となる。クサンチッペが未亡人になったのは時点xであり、クサンチッペはその時点xに存在していた。この前提を理解しているがゆえに「未亡人」という性質を帰属させることに不自然さを感じないのである。関係的な性質が存在するというだけで、死の害を正当化できるわけではない。死後の存在を認めるための議論が必要である。

ここでたとえば「実際に存在する」ということと「可能的に存在する」という区別を設ける方法や、存在を3次元的にのみ捉え時間性を取り除く方法や、存在を4次元的に捉える方法などさまざまな議論が行われている。これらのどの議論を選択するにしても、それぞれが独自の形而上学的概念を必要とするため、死後のプライバシーを理解するための概念装置としては負担が大きいように思われる。複雑な形而上学は排して、死後にはプライバシーを侵害されることによる害は被らないという立場でプライバシー概念を構成した方が議論は明確である。

3.4 語られるプライバシー

私たちは社会生活を営む上で、他者に対して何らかの人格を提示している。人々はお互いに提示した人格同士でのコミュニケーションを行なっている。仮に私が精練潔白な振る舞いをし続けることに成功し、人々にそのように認知され、また人々は私を精練潔白な人物であるという前提でコミュニケーションを行なうことは起こりうると言えるだろう。このとき私は現在の私に対する他者の期待だけではなく、将来も引き続き人々に同じように思われるように期待してそのように振る舞っている。この点で、死後にどうありたいのかという私の期待は生きているときに存在しており、生前の私に還元することができる。故人の意思を尊重するときに、私たちは実際には故人はその時点で存在していないことを知りつつも、かつての故人との関係から尊重しているのと同様である。

この主張が生前説とは異なっているのは私の存在を社会的に捉えている点である。生前の意思を有して公的に存在しているとされる私は、他者から公的に認識がされている存在としての私である。実際に私たちの社会においては、日常的な語りや記憶、共有された記述、自伝などが存在し、ある人物がどうであったかという共通の人格像が存在している。この人格像はたとえ当人が死んだとしても残り続けることになる。このイメージが毀損されないことが死者のプライバシーであると主張する議論である〔2〕。私を周囲の人物の語りに還元し、社会的な存在者として私を尊重する必要があるという主張がなされている。

この議論を受け入れるならば、私の死後も私は「社会的な存在」として持続する。死後の私を冒涇することは「社会的な存在者」に対する冒涇となり避けるべきであり、各人が抱えている故人へのイメージを毀損することになるがゆえに避けるべきである、ということになる。いたずらに故人の情報を使って良いことにはならない。

しかしながら私たちの日常生活を振り返りさえすれば、私たちがさほど明確な他者イメージを維持し続けているわけではないことに気づくことになる。情報が更新されれば他者のイメージも更新される。それがたとえ公表されることを相手が望んでいない情報であったとしてもそうである。他人と距離をおいた生活をしたい人が冷徹な人物を装っているときに、実は国際的な貧困問題を解決するために多額の寄付をしていることが知られてしまったとしたら、そのイメージは崩れ去ることになるだろう。そのことによって「謙虚な温かい人物」という新たな評価が与えられることになるかもしれない。誰かの人格像をどのようにイメージするのかというのは私たちそれぞれの決定に委ねられているのであり、自分以外の誰かによって決められてよいことではない。

生きているもの同士では相手へのイメージは移ろいゆくものであるにも拘らず、死者においては変更されてはいけけないのだとするならば、そこには特別な理由が必要となる。また、仮に故人との関係を持っていた人々もすべてがいなくなり故人が忘却された世界ではこの概念は実質的な内容を失うことになる。さらには、故人の評価を変更させることができないというのは私たちの自律を侵害することであり、これ自体がプライバシーの侵害となる。

語られるプライバシーという考え方は、すでに故人を尊重するという人々の語りに還元しており、周囲の人間が決定することになっている。故人に対するイメージの毀損とは、私が「どのように故人を捉えたのか」という思想への毀損である。この考え方はもはや死者のプライバシーではなく、誰かに死なれた場合に引き起こされる周囲の人々に発生するプライバシーの問題となっている。

4 死者のプライバシーの取り扱い方

現代は情報が消える世界である一方、情報が消えない世界でもある。なかでもソーシャルメディアにおける情報の消えなさは、不適切な投稿などに対するソーシャルメディアの管理体制に依存するとはいえ、表現の自由との関係から顕著であるといえる。情報の消えなさについては死者の情報にもあてはまる。各種ソーシャルメディアにおける死者の情報の取り扱いは次のようになっている。

Facebookでは、利用者が亡くなった際に2つの選択肢が用意されている。1つは、完全にデータを削除する方法であり、もう1つは追悼アカウントとして情報を保存しておく方法である〔7〕追悼アカウントとは、友達や家族が故人の思い出をシェアするための場所として用意されており、誰もログインすることができなくなる。コンテンツの削除は当人が事前に設定できるが、削除されなかった場合にはコンテンツの更新が停止され事実上コンテンツが固定され残り続ける。そのアカウントのページには関係していた人々が集い、故人を偲ぶ場所となる*9。

追悼アカウントは墓標のような役割を持たされており、バーチャル墓地が巨大SNSに誕生しつつあるように見える。もしSNSにオンライン会議を開始する機能やVR空間への入り口が実装されれば、お墓参りと法事を同時に済ますことも可能になるだろう。デジタルネイティブが直面するにはまだ時間がかかるだろうが、

*9 折田湯浅(2020)はデジタル情報と追悼についてバーチャル墓地も含めて概説を行なっている。

関係者全員が死に絶えた後のアカウントの永代供養も考える必要が出てくることになるだろう。

Instagramでも追悼アカウントへの変更が可能となっている [9]。ログインの停止、コンテンツの固定などはFacebookと同様である。Instagramには「また、そのアカウントを凍結することで故人のプライバシー保護に努めます。 [10] 」という表記があり、死者のプライバシーの存在が考慮されていることがうかがえる。

Twitterでは少し様子が異なってくる。死者が生前に使用していたアカウントについては、コンテンツの削除について言及している。Twitterの「亡くなられた人について」というページには次のように記載されている。

亡くなられた人に関する画像や動画を共有することは、故人の家族に甚大な苦痛を与える可能性がありますと同時に、そのコンテンツを閲覧した利用者の心身に悪影響を及ぼす可能性もあります。故人およびその死により影響を受けた人々に配慮し、かつ刺激の強い画像/動画の意図しない露出による影響を軽減するために、特定可能な人物の死を扱う画像や動画の削除を要請することがあります。 [20]

「故人およびその死に影響を受けた人々に配慮」という表現からも分かるように、死者によって影響が及ぼされた人々に着目する内容になっていおり、死者にプライバシーを帰属させることは別の観点を持っていることが読み取れる。

また、2020年に話題となった「Meeting you」 [13] では、2016年にこの世を去った7歳の娘とVR空間にて母親が再開できる機会をつくりだしていた。この映像を作成するさいの背景を説明した動画も配信されており [14]、その中で「本当に自分の娘であると母親が感じられるように極力リアルに映像を作成」し「娘に会ったときに感じるすべてのことを母親が経験できることを目指した」と述べている。また、映像を作成するときには「母親とよく話をし、母親の希望を共有できる」ように母親の幸福のために技術を用いていることを強調している。ここでも考慮の対象となっているのは亡くなってしまった娘ではなく、その娘の情報を使用する母親である。故人が自分の姿形、振る舞い、言葉などを他人に勝手に利用されることについてではなく、娘の情報をどのように受容したいかという母親が関心事となっている。

日本の個人情報保護法においては死者に関する情報の取り扱いについて総務省は次の解釈を提示している。

1) については、生存する個人に関する情報でないことから、一般的には、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、生存する個人を本人とする情報として、個人情報に当たることになります。例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど、遺族を識別することができる場合には、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもあります [18]。

この場合も、尊重すべき対象は死者ではなく生者に目が向いているといえる。

5 死なれてしまった人のプライバシー

死者にプライバシーを帰属させるのではなく、影響が及ぼされてしまう生者にプライバシーに帰属することを受け入れれば、概念的に余分な存在者を必要としなくても済むことになる。本稿ではこのプライバシーの考え方を「死なれてしまった人のプライバシー」と呼ぶことにする。

すでに人々の意識は、死者がプライバシーを有するのではなく、死者が残す情報によって他の人物に害が生じることを避ける意味合いで死者とプライバシーの関係を受け入れているように見える。これはSNSにおける死者の情報の取り扱いや、VRにおける配慮の仕方、語られるプライバシーの概念からも見て取れる。つまり、誰かに死なれてしまうことによって、残された生者にこそプライバシーの侵害が発生する

と考えられているようである。これは情報的な意味でのプライバシーだけではなく、自由としてのプライバシーの両方に関わっている。

自由としてのプライバシーは、私たちに許容されている行為を自由に行なうことができるという意味のプライバシーである。何が許容され、何が許容されない行為かは文化、社会、歴史などによって規定されるが、許容されている行為については誰も当該の行為を制限することはできない。その範囲内であれば自由に行なうことができる。

この自由が意味するのは、選択肢を持っているということである。選択肢が無くあらかじめ決まっていることしかできない状態ではそこに自由は存在しないが、未来に何をするか、何ができるのかという複数の選択があることは自由そのものである。

誰かの死が引き起こすこととは、その誰かと行なうはずだった、行なうことができると考えていた複数の行為のすべてが無くなることであり、誰かの死の瞬間に私たちはいくつかの自由を喪失することになる。誰かの死は常に私たちに自由の喪失をもたらすのであり、自由としてのプライバシーへの侵害は他者の死によって顕在化することになる。私たちが他者の死に遭遇したときは私たちは社会関係資本を喪失することになり、その喪失感はプライバシーが侵害されたことを原因としているともいえる^{*10}。

同様に、誰かが死ぬことは情報的なプライバシーの侵害も顕在化する。ソーシャルメディア上の情報に限らず、故人が残していた日記によって今ここにいる私の情報が第三者に伝わってしまう可能性があるし、政治家の手記などはそれが公開されることによって現実の政治が影響を受ける場合もあるだろう。家族に誹謗中傷が行なわれることも想定できる^{*11}。またVRのケースを同様に考えるなら、第三者によって、自分と故人の間で理解し合っていたと思うことを捏造されたり、決して受け入れられないような人格の変化が故人に適用されたりするかもしれない。

VR空間において生前の人格と変えて登場させる、生きていたなら言わないだろうことを言わせる、見た目を変えるなどがなされた場合、故人の尊厳が損なわれたように感じ、死者のプライバシーを尊重すべきだと考えるかもしれない。だが、ここで害を被るのは、そういったコンテンツに触れた側であり、死者と関わりがあった「大切な人に死なれてしまった人」である。私たちが生きているということは常に他者のプライバシー侵害の潜在性を有しているのであり、私たちが死ぬことはそれを顕在化するのである^{*12}。このことが意味するのは、プライバシーが問題となるのは死んだ人ではなく死なれてしまった人である。

5.1 考慮すべきプライバシー

死者のプライバシーを、死なれてしまった人のプライバシーと解釈できるなら、そこで求められることは死者に帰属されていた情報の所有を関係する生者に帰属させることである。

帰属させるということは、死者と関係のあった生者が情報の流通、公開の権利を行使し、死者の情報のコントロールを基本とすることを意味する。もちろんこのようなことを事前に取り決めることは事実上は不可能である。どの情報が誰の管理下に置かれるべきなのかは、情報に触れて初めて理解される事柄であるし、ある情報に関わる人物を明確に切り分けることも難しい。また、公開によって故人の名誉が傷つくような情報であったり、精神的に傷つけられたらと想定されるような情報があるかもしれない。その何かが残されたもののプライバシーにあたるのかどうかは明らかではない。

ただ、死者のプライバシーという言葉ではなく、死なれてしまった人のプライバシーという言葉で状況を理解することで、考慮すべき課題が明確になることは確かである。死者の情報を処理するさいに、関係者のプライバシーを無視することはできないということを第一義的に従うべきルールであると決定できるからである。AIによって造り上げられた故人の映像の取り扱い、その関係者の範囲やその内容についても明確

*10 逆に、新しく誕生したものに対して私たちが喜ぶのはプライバシーが増やされたからだと想定することもできる。

*11 事例については大谷 [19] 詳しい。

*12 死ぬことは顕在化の必要条件ではない。生きていながら顕在化させる場合がある。たとえば、病気に罹ることで行動に制限がかかったり、ソーシャルメディアの情報が漏洩するなどが考えられる。

ではなく、どこまでを許容すべきなのかという規範さえも見えてこない。まずは第一義的なルールを整備し、そのルールおよび概念が社会に浸透するまでは、死者の情報を取り扱うことは控えたほうがよい。拙速に死者の情報を利用することは少なくとも私達のプライバシーを侵害するということは明らかだからである。死者の情報は、情報を保管するためのストレージ装置を作成し、そこに集約し保存することが望ましい。この装置を「Net Cemetery」と名付けたい。そしてNet Cemeteryには関係者が存在しなくなる年月は触れられないようにしておくことで危害を最小化することができる。PET SEMATARYが示唆するようにNet Cemeteryにアクセスすることは一般的な感情を満たしてくれるかもしれないが、その結果を引き受ける準備がまだ整っていないからである。

6 まとめ

本論文では、死者のプライバシーという表現の概念的な奇妙さを死の形而上学の議論を通じて示し、死者は害を被ることが無いことを出発点として、死者にプライバシーを帰属させることの困難さを示した。死者の情報は、死者と関わりを持つもののプライバシーである「死なれてしまった人のプライバシー」という概念を用いることで、死者の情報の使用や帰属に関する問題が整理できる可能性を検討した。そして「死なれてしまった人のプライバシー」を第一義的に尊重すべき要因とすることで死者の情報の取り扱いのルールが構築できることを示した。だが、そのルールは未だ検討されてもいないため、死者の情報を扱うための論点が整理されるまでは誰も情報に触れられないようにすることが安全であること、具体的にはインターネット上に情報の「Cemetery」を作成することが当面の方策として妥当であることを示した。

参考文献

- [1] 折田明子, 湯浅壘道「死後のデータを残すか消すか? : 追悼とプライバシーに関する一考察」『情報処理学会論文誌』, Vol.61, No.4, 2020, pp.1023-1029
- [2] Buitellar, J.C. (2017), "Post-mortem privacy and informational self-determination", *Ethics and Information Technology*, 9 (2), pp.129-142.
- [3] Deborah G. Johnson, 水谷雅彦・江口聡監訳 (2002)『コンピュータ倫理学』オーム社
- [4] エピクロス (1959)「エピクロス: 教説と手紙」, 出隆, 岩崎武雄訳, 岩波書店
- [5] 吉沢文武 (2009)「死によって誰が害を被るのか-剥奪説を批判する-」, 『哲学の探求』, Vol.36, pp.129-44
- [6] 吉沢文武 (2012)「死者の問題のためのいくつかの形而上学的枠組みについて-マイノング主義の検討」, 'Contemporary and Applied Philosophy', Vol.4, 2012, pp.1-18
- [7] 「私が死んだ場合、Facebook アカウントはどうなりますか。」, <https://www.facebook.com/help/103897939701143>, 8 May 2022
- [8] 鈴木生郎 (2011)「死の害の形而上学」『科学基礎論研究』, vol.30, No.1, 科学基礎論学会, pp.13-24
- [9] 「亡くなった人の Instagram アカウントが追悼アカウントになるとどうなりますか。」, <https://help.instagram.com/231764660354188>, 8 May 2022
- [10] 「亡くなった方のInstagramアカウントを報告するにはどうすればよいですか。」, <https://ja-jp.facebook.com/help/instagram/264154560391256>, 8 May 2022
- [11] 独立行政法人情報処理推進機「届出・相談・情報提供」<https://www.ipa.go.jp/security/outline/todoke-top-j.html>
- [12] 楠正憲 (2019)「Twitterアカウントを凍結されて気付いたジレンマ」『情報処理』 Vol.60 No.9 pp.820-821
- [13] "Meeting You", MBC, <https://www.youtube.com/watch?v=ufTK8c4w0c>, 8 May 2022
- [14] "I Met You" Meeting You" Behind Story", MBC, <https://www.youtube.com/watch?v=IgXXGr9O-g8>, 8 May 2022

- [15] ナン・リン 筒井淳也・石田光規・桜井政成・三輪哲・土岐知香子訳 (2008) 『ソーシャル・キャピタル』 ミネルヴァ書房
- [16] トマス・ネーゲル, 永井均訳「死」『コウモリであるとはどのようなことか』, 勁草書房, 1989
- [17] 江口聡 (2014) 「「パーソン論」はその後どうなったの? 我々と同じ将来説、動物説、そして時間相対的利益説」, 『現代社会研究』, Vol.17, pp.95-108
- [18] 総務省「個人情報の該当性」『行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護』, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question03.html, 8 May 2022
- [19] 大谷卓史(2017)「過去からのメディア論：インターネット上の死者の記憶」, 情報管理, Vol.59, No.12, pp.859-862
- [20] Twitter“Deceased individuals”, <https://help.twitter.com/en/rules-and-policies/contact-twitter-about-media-on-a-deceased-family-members-account>, 8 May 2022
- [21] YAHAMA「空ひばり VOCALOID: AI」 https://www.yamaha.com/ja/about/ai/vocaloid_ai/
- [22] 稲葉 陽二 (2011) 『ソーシャル・キャピタル入門』 中公新書
- [23] 東京大学 AI 研究会「故安倍元総理追悼 AI プロジェクト」実行委員会 <https://aiabeshinzo.com/>